

## 第7章 韓国における少子高齢化と年金問題

奥田 聡

### はじめに

韓国では現在日本を上回る速度で少子高齢化が進行しているが、現在のところ日本よりも人口構成は若い。経済活動人口が支えるべき扶養人口が多くないため、そのことが強みとなっているが、今後更に進行する少子高齢化によってその強みは急速に縮小していく可能性がある。急速な高齢化に伴う経済的影響は多岐にわたろうが、本稿では年金制度を通じた経済的影響について考察してみようと思う。

日本では先般年金改正法が国会を通過し、国民に痛みを求める形での年金改革が始動したが、これに至るまではいわゆる年金不況など、多くの紆余曲折を経てきた。韓国では国民の多くが加入する国民年金が施行されてからまだ日が浅く、いまだ本格的な老齢年金支給には至っていない。このため年金制度改変がもたらす経済的な影響についてはいまだ議論がされていないのが現状であるが、少子高齢化、経済成熟化、受給者に有利な年金制度など、韓国における状況は年金改革前の日本の状況と良く似ている。

本稿では第1節で韓国における人口動態を概観して少子高齢化の状況を押さえた上で高齢化がマクロ経済に及ぼす影響をしてみる。第2節では年金に関する世論調査をもとに日韓における年金を巡る意識の差を比較してみる。第3節では韓国の年金制度を概観し、現在の問題点を指摘する。最後にまとめと展望を示す。

### 第1節 韓国における少子高齢化と経済への影響

#### 1. 人口動態から見た少子高齢化

図1は韓国における年少人口比率と老齢人口比率の過去の推移および将来予測をまとめたものである。同図からわかるように、韓国は2020年を境に老齢扶養比(老齢人口/生産年齢人口)が急上昇する。1960年代に多く生まれた現在の現役世代が2020年代には一斉に老齢人口となるからである。一方、2000年にかけて急速に減少した若年扶養比(年少人口/生産年齢人口)はその後も2050年にかけて緩慢な減少傾向を維持する。全体として、2020年台以降は従属人口比率(老齢扶養比+若年扶養比)が急速に上昇、2050年を待たずして従属人口比率は生産年齢人口を超過することになると予測されている。

現在のところ、人口構成的に見て韓国は日本よりも「若い」国である。韓国の従属人口比率は40%を前後しているが、日本の49%よりは多少低い。ことに、老齢人口比率では日本が28%であるのに対して、韓国は13%にとどまっている。韓国におけるこれまでの従属人口比率の減少は、生産年齢人口比の上

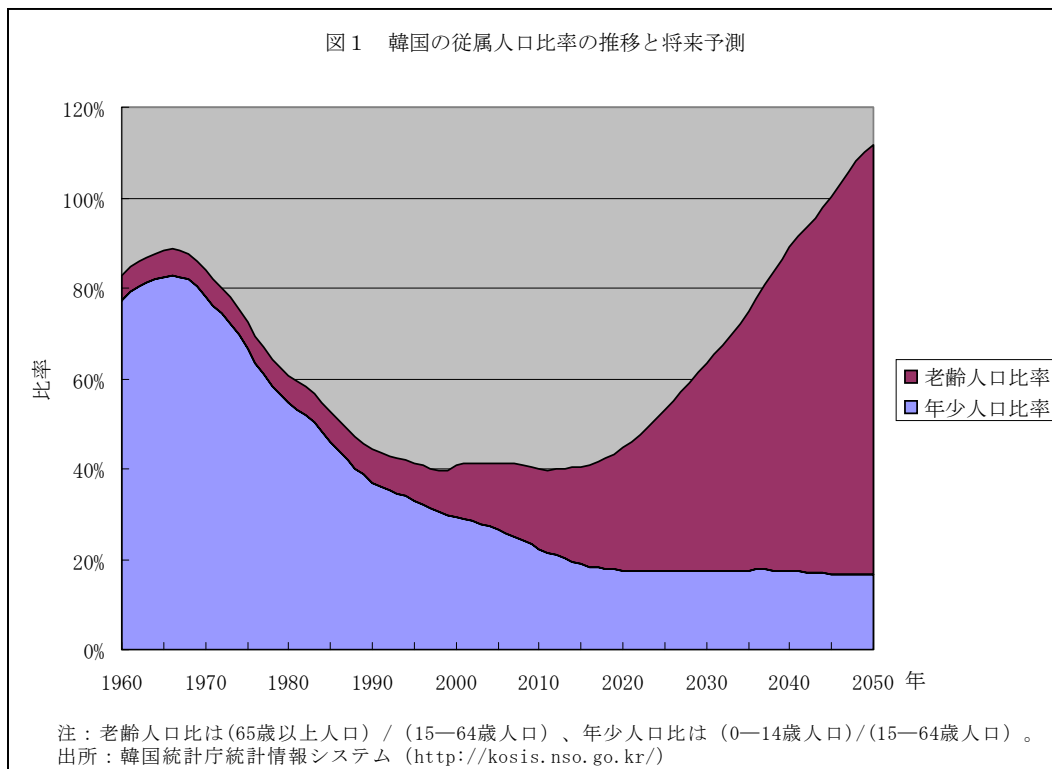


表1 出産率低下の原因（年齢別）

（％）

		養育及び教育費増加	女性の社会進出拡大	女性の出産忌避現象	独身者増加	離婚率上昇	初婚年齢上昇
年齢別	20～29歳	48.6	24.3	13.5	1.4	6.8	5.4
	30～39歳	65.2	16.6	10.3	4.3	1.6	2.0
	40～49歳	60.0	22.5	10.8	4.6	1.2	0.9
	50歳以上	58.6	20.1	14.9	4.0	1.4	0.9

出所： [2004:5]

昇を意味し、その間は比較的高い経済成長を享受できるとともに資本蓄積も進展する（人口学的ボーナスという）。これまでの良好な経済成長も少なくとも一部分はこうした人口学的な要因によって支えられていたと見るべきであろう。しかし、今後はこうした下支え要因が急速に失われるとみられる。

重要な人口学的現象で現在韓国において進行中なのが出産率の低下である。韓国の2003年の特殊合計出生率は1.19人で、日本の1.29人をも下回る水準である。表1によれば、出産率の低下要因として育児・教育費の増加を挙げる人が多いが、既婚世代以上で特に多い。

一方、高齢化は寿命の伸びや過去における出産率低下によって時差をもって進行する。合計出生率が低下した現在生まれた児童が労働人口化するのが2020年代であり、図1でみた2020年代以降の従属人口比率の急上昇と符合する。

先にも述べたとおり、韓国の現状における高齢化水準は他の先進国に比べて高いわけではない。しかし、問題は高齢化の進行速度が速いことである。

表2 人口構造高齢化の国際比較

	到達年度			増加所要年数	
	7%	14%	20%	7%→14%	14%→20%
韓	2000	2019	2026	19	7
日	1970	1994	2006	24	12
仏	1864	1979	2020	115	41
独	1932	1972	2012	40	40
英	1929	1976	2021	47	45
伊	1927	1988	2007	61	19
米	1942	2013	2028	71	15
スウェーデン	1887	1972	2012	85	40

出所： ほか[2004:87]

高齢人口比が7%（高齢化社会）から14%（高齢社会）への到達に19年、14%から20%（超高齢化社会）への到達にはわずか7年しかかからないと予想されている。表2からもわかるとおり、韓国は高齢化に備える時間が他の先進国に比べて著しく少ないのである。

## 2. 少子高齢化とマクロ経済

### （1）生産可能人口の減少と成長率の減速——先進国の経験

韓国において2020年以後急速に進行する少子高齢化が経済成長率を初めとする経済的活力にどのような影響を与えるのだろうか？急速な高齢化は生産可能人口が養うべき人員数の相対的な増加を意味することもあり、経済成長

表3 一人当たりGDP成長率と生産可能人口比率の水準及び変化

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
労働者1人当たり GDP (log)	-1.892 (-8.217)	-2.022 (-7.938)	-1.921 (-8.262)	-2.050 (-9.406)	-1.913 (-8.893)	-1.988 (-8.988)	-2.214 (-8.920)
中等教育研修 (log)	0.686 (5.064)	0.661 (4.735)	0.521 (3.932)	0.504 (3.953)	0.469 (3.937)	0.506 (4.198)	0.437 (3.777)
対外開放度	1.969 (3.893)	1.667 (3.251)	1.226 (2.544)	1.008 (2.210)	1.207 (2.813)	1.026 (2.307)	0.499 (1.112)
制度	0.492 (6.096)	0.403 (4.507)	0.359 (4.364)	0.366 (4.747)	0.347 (4.813)	0.329 (4.516)	0.437 (5.203)
生産可能 人口比率		1.397 (2.012)	1.671 (2.623)	1.525 (2.544)	1.060 (1.840)	1.271 (2.176)	0.972 (1.602)
生産可能 人口比率の変化			2.379 (3.771)	1.915 (3.126)	2.080 (3.633)	2.016 (3.542)	1.421 (2.489)
政府消費				-7.203 (-2.825)	-4.739 (-1.901)	-4.917 (-1.982)	-4.893 (-2.096)
賦存資源					-3.374 (-3.248)	-3.336 (-3.201)	-2.210 (-2.124)
交易条件						0.081 (1.297)	0.085 (1.452)
中南米ダミー							-0.322 (-1.087)
アフリカダミー							-1.278 (-3.189)
サンプル数	72	70	70	69	69	68	68
Adj-R-sq	0.70	0.70	0.75	0.77	0.80	0.80	0.83

出所： ほか[2004:152]

に負の影響を与えると考えられるが、そのことを明確に示す研究成果がKDI（韓国開発研究院）から出されている。ほか[2004]によれば、（１）一人当たり所得水準の向上によって成長率は逡減傾向をみせるが、（２）生産可能人口比率が減ったり、同比率の減少速度が急であったりすると成長率逡減傾向は一層顕著となることが示されている。表３は一人当たりGDP成長率と生産可能人口比率の水準および変化に関する世界モデルの推計結果である。一人当たり所得水準の上昇と成長率の逡減傾向については、「労働者1人当たりGDP」の係数がどのような推計式を用いても一貫して統計的に有意な負の値を取ることからわかる。また、「生産可能人口比率」や「生産可能人口比率の変化」がおおむね統計的に有意な正の値を取っていて、これら変数の減少が成長率を押し下げる傾向を持つことを表している。

## （２）高齢化進行と年金制度変更の貯蓄への影響——日本の経験

老後の生活は余命が正確に予測できないだけに、「生きるリスク」をにらみながら事後的に明らかになる必要生活費よりも多額の金融資産を保有し、それを徐々に取り崩しながら進行するものとなることが多い。平均寿命の延長はその間の生活コストに対する追加的準備を意味し、現在における貯蓄を促進する要因として作用するであろう。また、年金制度が変更されて保険料の追加負担が求められる見通しとなった場合や給付が削減される見通しとなった場合にも将来所得補填のため現在時点での貯蓄を促進する可能性がある。高齢化・経済成熟化などによる成長鈍化を通じて金融資産の利回りが低下したときもまた同様であろう。以下ではまず、上で述べたような与件の変化が家計の行動にどのような変化をもたらすかについて、一定の仮定をおきながらシミュレーションしてみようと思う。例として、2000年を前後して日本において議論が盛んとなった年金制度改正によって標準的家計（年間総収入512万円）が感じたであろう老後準備不足額（2000年価格）を推計してみると表4のようになる。

表4 年金制度変更、寿命延長、利回り低下の場合における家計への影響(シミュレーション)  
(1) 共通仮定

代替率 (平均的ケース)		年金額					
		従前			代替率引下げ後 b		
2000年	2004年 改正	夫 a (厚生年金)	妻 a (国民年金)	世帯計	夫 (厚生年金)	妻 (国民年金)	世帯計
59.3%	50.2%	2,797,856	625,428	3,423,284	2,368,505	529,452	2,897,957
被保険者料率		現役時所得(円)			定年・ 受給開始		夫婦の生年
2000年料率	2004年 改正料率 c	世帯年収 d	標準報酬月額 e (退職まで同額)				夫婦とも
6.79%	9.15%	5,116,706	327,994		65歳		1962年

注 a: 2000年度平均裁定月額より算定。b: マクロスライドによる支給額圧縮幅は流動的であるため、厚生年金、国民年金ともに所得代替率引下げに比例して年金額を切り下げると仮定。c: 従前の6.79%から、2004年以降毎年0.177ポイント引き上げ、2018年には9.15%。d: 2003年の総報酬制導入の際に仮定された賞与月数3.6ヶ月を含み、妻は専業主婦と仮定。e: 2000年度厚生年金新規受給権者(男子退職)の平均。

資料: 高齢年金新規裁定受給権者状況

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/zaisei/04/index.html>, 2005年1月31日アクセス)

(2) 影響額の推計

家計の期待変化の内容	可変仮定		受取減少・負担増(円)		
	夫婦の寿命	割引率 d	年金受給 減少額	保険料 負担増	総影響額
1. 年金制度改正を予想 (2004年改正の水準)	80歳	1.66%	4,783,153	1,095,781	5,878,934
2. 年金制度改正+寿命5年延長	85歳	1.66%	6,037,865	1,095,781	7,133,645
3. 年金制度改正+寿命5年延長 +運用利回り0	85歳	0%	11,031,865	1,284,175	12,316,040

注 d: 1998年から2000年の国債実質利回り(名目利回りマイナス消費者物価上昇率)の平均値。

標準的家計が2000年において、2004年施行の制度改正(給付切り下げと保険料の段階的引き上げ)と同レベルの制度変更を予測することとなった場合に感じたであろう老後準備不足額は、給付切り下げ分を中心に計588万円に上る。制度変更に加えて寿命が5年延びると予想すると寿命延長期間中の年金給付予想額が加わって、不足額は713万円に膨らむ。制度改正予想+寿命5年延長予想に加えて高齢化に伴う成長率低下で実質運用利回りが1.66%からゼロに低下すると予想するに至った場合には、年金給付部分と保険料率上昇部分における現在価値が大幅に上昇する。この結果、家計が感じる準備不足額は一層膨らみ、1232万円にまで達する。

このシミュレーションはあくまで仮想例であって、上記の不足額を家計が実際に貯蓄するとは限らない。また、追加的な貯蓄行動は短期間で行われることもあろうし、長期にわたる可能性もある。ただ、上のシミュレーションはもっぱら年金制度変更などのみを仮定したものであり、次のような事柄は考慮に入れていない。

- ・ 高齢化進展に伴う健保、介護保険料の増加
- ・ 増税（GDP以上に膨張した公債残高を念頭）
- ・ デフレによる消費抑制（貨幣と財の代替）
- ・ 親族援助の低下
- ・ 雇用の不安定化
- ・ 退職金・企業退職年金・厚生年金基金・個人年金などの動向
- ・ 妻の厚生年金
- ・ 不確実性(更なる制度変更、寿命ほか)のレベルとそれに対する家計の評価

これらの多くは年金制度変更等による老後準備不足を増幅する要因であり、年金制度改革や寿命の延長、予想利回りの低下をはじめとする老後不安要因がかなり大きな貯蓄行動の変化をもたらしかねないことは理解されるだろう。ところで、貯蓄の独立的増加とはすなわち消費の削減を意味する。日本において老後不安が消費を低迷させたとされており、経済白書1999年版にもこの見解が示されている。老後不安による消費抑制は、上述のごとく貯蓄を増やそうとする家計行動がその実体なのである。

### （3）韓国での「年金不況」の可能性

韓国に関してはすでに資産運用利回りの低下と寿命の伸びが現実のものとなっている。1992-97年の平均実質資産運用利回り（3年もの国債利回り－消費者物価上昇率）は7.22%であったが、1998-2003年には4.52%に下がった。国債利回りの低下は特に最近になって著しく、2004年末の国債利回りは3.28%まで低下した。2004年12月の消費者物価上昇率は3.0%であり、実質利回りは0.28%に過ぎない。平均寿命は2000年の75.9歳から2050年には83.0歳まで延びると予想されている（ [2001]）。

韓国では家族による老人扶養の美風が残るし、デフレもまだ起こっていないなど、老後不安による消費抑制の可能性を低くする要因は確かにある。また、老後生活における年金の重要性がそれほど周知されていない状況では年金制度の変更はそれほどもインパクトを持たないのかもしれない。それでも今後、韓国では寿命の延長、資産運用利回りの低下、年金制度の適正化（負担増＋給付減）、家族の私的扶助減少などの要因が日本よりも急速かつ顕著に現出する可能性は高い。 [2005]は長寿化のなかでの雇用情勢の悪化で老後不安感が拡散しており、消費の抑制が始まっていると指摘している。

表5 老後準備のための緊急な政府政策(所得階層別) (%)

		老人層の 雇用創出	年金制度 拡充	定年保障 及び延長	シルバータ ウン拡充	老人医療 対策	出産奨励
年 平 均 所 得	1千万円未満	58.6	7.8	7.8	13.8	9.5	1.7
	1～2千万円	53.4	15.9	9.5	10.3	7.8	3.0
	2～3千万円	47.4	15.1	12.0	15.5	8.0	2.0
	3～5千万円	43.4	16.4	16.4	12.2	8.7	2.8
	5千万円超	44.3	13.9	23.5	12.2	3.5	2.6

出所： [2004:8]

これに加えて年金制度変更による消費抑制効果が顕在化すると消費抑制の強度はかなり強まると予想される。

## 第2節 日韓国民の年金に対する意識の差——痛みを受け入れ始めた日本と拒否する韓国

### (1) 高齢者の老後への備え——年金への依存で日韓に差

韓国では公的年金（主として国民年金）への依存はかなり低いのが現状である（表5）。国民年金発足後まだ16年しか経過しておらず、本格的な老齢年金受給者がまだいないことが主な要因と見られる。自ら働いて所得を稼ごうとする意欲が低所得者層を中心に極めて強く、高所得者には定年延長の要求も見られる。

年金以外の準備手段を見ると、高所得者では民間保険、個人年金、預金、不動産など、各種資産の蓄積で対応しようとしており、先進国並みの対応が見られる（表6）。不動産への投資が多いのは日本と対照的である。危険資産の選好は韓国の老後資産における特徴であるようで、今後の解明が待たれる。

[2003]も危険資産の選好については言及している。一方低所得者では老後の備えのあてのない人や子女の支援を期待する人が相対的に多いが、子

表6 国民年金以外の老後準備手段(所得階層別) (%)

		保険	個人年金	預金等	不動産	なし	子女の支援	株式・債券
年 平 均 所 得	1千万円未満	22.6	6.1	10.4	12.2	43.5	10.4	0.0
	1～2千万円	33.0	20.7	25.1	12.8	21.1	9.3	2.2
	2～3千万円	46.9	29.0	23.7	15.9	15.5	1.6	1.2
	3～5千万円	48.6	34.3	31.4	20.4	5.0	1.1	5.4
	5千万円超過	45.1	38.9	32.7	28.3	4.4	0.9	0.9

出所： [2004:9]



表7 高齢社会で求められる施策：日本

問：政府では現在、少子・高齢化に対応して「高齢社会対策大綱」を定め、次のような取組を実施しています。これらの取組の中であなたが特に期待するもの3つに○をつけてください。	
公平で安定的な公的年金制度を確立する	54.3%
高齢者が働ける機会を確保する	38.8%
子育てのしやすい環境をつくる	28.0%
公平で安定的な高齢者医療制度を確立する	27.5%
介護保険制度の充実により実の高い介護サービスを提供する	20.8%
労働者が能力を発揮して働きやすい環境をつくる	20.0%
老後の備えに資産形成・活用が行いやすい仕組みづくり	10.7%
高齢者が社会参加しやすい環境をつくる	10.5%
快適な都市環境の形成、農山漁村の活性化を図る	8.9%
生涯を通じて学習を継続できる仕組みをつくる	4.1%
高齢化に対する虐待や差別の防止に取り組む	4.0%
良質で多様な住宅の普及を図る	2.9%

出所：日本政府[2004]（原資料 内閣府「年齢・加齢に対する考え方に関する意識調査」2004年1月）

女の支援を仰ぐという人はそれほど多くはないことが注目される。

一方、日本では働く機会の創出よりも公的年金へ期待する人が54.3%と、断然高い。高齢者の勤労機会の保障についても期待はされるものの、比率は38.8%に留まる(表7)。

## (2) 給付と負担について——負担増拒否の韓国と容認の日本

老後の所得源としての年金に対して必要不可欠と見る日本とそうとは言えない韓国では給付と負担についての考え方も大きく異なる。表8によれば、日本では給付水準維持を求める声が強い(57.8%)が、給付削減を是認する

表8 社会保障の給付と負担に関する意識：日本

問：年金・医療・介護などの社会保障制度の存在のまま維持しようとすると、今後何らかの負担の増加や給付の調整が必要になると言われています。あなたはどの考え方に近いですか？  
(全世代、%)

給付維持	57.8	消費税等の増税によって全世代の負担が増えてもやむを得ない	31.0
		現役世代の保険料負担が増えてもやむを得ない	10.0
		高齢者世代の保険料負担が増えてもやむを得ない	7.5
		医療等のサービス利用者の負担が増えてもやむを得ない	9.3
給付削減	19.3	給付水準が下がってもやむを得ない	13.8
		給付水準を積極的に引き下げ、自分で備えるべき	5.6
		わからない	21.5
		無回答	1.4

資料：内閣府[2004]

意見も少なくない（19.3%）。また、給付水準維持を求める声の中では社会保険料よりは消費税増税による財源確保が支持されている。高齢者負担を求める声もある。

一橋大学の高山憲之教授も年金保険料は勤労者から見れば所得に対してかかる公課であることから所得税として作用し、使用者からみれば従業員を雇用すると賦課される費用であることから雇用税の性格をもつとした。さらに高山教授は、このような「準租税」の引き上げは経済へダメージを与えるうえ、若年世代の収益比を悪化させて年金空洞化を促進させかねないため、それに代わって消費税増税や既存受給者の給付削減などを提唱している（高山[2004:87-91]）。

その間、日本では長い議論の末、2004年10月から2004年度年金改革が施行された。内容は、（1）基礎年金国庫負担の増加（3分の1から2分の1へ）、（2）向こう100年にわたる財政検証を5年ごとに実施、（3）保険料の引き上げ（厚生年金料率を13.58%から2017年までに18.30%で固定）、（4）マクロスライド適用による給付の引き下げ（寿命延長や被保険者減少を給付額に反映。所得代替率、2023年以降は50.2%）、（5）離婚時の年金分割、などを骨子とする。この改革では消費税率引き上げが陽表的に扱われてはいないが、世論動向としては消費税増税もやむ無しとの情勢に傾きつつある。2004年改革の過程で日本経団連、関西経済連合会、経済同友会など財界からは年金保険料引き上げによる経営へのダメージを回避するため年金保険料引き上げの抑制と年金目的の消費税導入が建議されている（『読売新聞』2003年9月30日付け）。

一方、韓国の場合は保険料引き上げも増税もタブーといった雰囲気である。国民年金の強制徴収への反発も強い。三星経済研究所のアンケート調査によれば、国民年金制度の問題点として「強制加入および保険料強制徴収」と「保険料算定の明確性および公平性欠如」など、保険料関連の問題を挙げる人が半数近くにも上っている（詳しくは表15を参照）。2003年10月に政府が決定した国民年金法改正案は、所得代替率引下げ（60%→50%）と保険料引き上げ（現行9%、2019年から2030年にかけて15.9%に引き上げ）がネックとなって2005年1月末現在いまだ審議中である。韓国ではこのように年金保険

料引き上げへの拒否感が強いが、他の先進国と比べると社会保障負担率が高いわけではなく、保険料引き上げの余地はまだありそうである。

[2004:114]によれば、2002年の韓国の社会保障負担率は6.7%で、日本の10.0%、OECD平均の10.9%よりも低い水準に留まっている。

### 第3節 韓国の公的年金制度と問題点

#### (1) 韓国の4大公的年金——国民皆年金は一応達成

韓国の公的年金は大きく分けて4つあるが、中でも1988年創設の国民年金が大きな存在である。2002年末現在、韓国の公的年金全体の積立金98兆ウォン余りのうち、国民年金が90兆ウォン余りを占める(表9)。国民年金のほかには、国民年金の創設以前から存在する公務員(1960年施行)、軍人(1963年)、私学(1975年)の3職域年金がある。国民年金は1999年4月に都市地域住民にも対象が拡大され、制度上は国民皆年金が達成された。

職域3年金は年金受給者を多く抱えて成熟段階にあり、運営方式は賦課方式(収入保険料を年金給付に充てる)である。これに比べると国民年金は制度発足後16年しか経過しておらず、制度的に若い。本格的な老齢年金支給開始時(2008年。1988年の制度発足、20年加入で老齢年金受給権が発生)には賦課方式で運営される予定だが、現在のところ給付は多くなく、部分的な積み立て方式となっている。

日本と共通する問題は、公的年金を(企業年金のような)積立方式で再評価した場合に計算される積立金の不足が目立つことである。4年金の責任準

表9 公的年金制度の責任準備金(2002年末基準、仮想値) (単位:10億₩)

	軍人年金	公務員年金	私学年金	国民年金	公的年金全体
責任準備金	14,101.6	85,057.5	23,057.9	316,488.3	438,705.3
積立基金(展望値)	518.0	2,150.1	5,311.1	90,375.0	98,354.2
不足責任準備金(A)	13,583.6	82,907.4	17,746.8	226,113.3	340,351.1
保険料収入(B)	474.4	3,203.4	1,029.9	12,568.4	17,276.1
A/B	28.6	25.9	17.2	18.0	19.7

注:確定給与方式(VB0)で推計。責任準備金とは保険管理者が将来に支払うべき年金給与額を現在価値によって合計した金額で保険管理者の負債に当たる。

出所: [2003:188] (原資料:韓国社会保険研究所)

備金は2002年末現在439兆ウォンだが、積立金累計額はわずか98兆ウォンである(表9)。ことに、資金が枯渇した公務員年金や、軍人年金に積み立て不足が目立つ。

日本の年金制度が3階建て(基礎年金(国民年金および厚生年金)、所得比例年金(厚生年金)、厚生年金基金による増額部分)と言われるが、韓国では国民年金(もしくは職域3年金)のみの1階建てである。日本の厚生年金に相当する別途の2階部分(所得比例的性格)年金はない。

## (2) 国民年金の概要——国民皆年金の受け皿

### ① 沿革——施行後16年の若い制度

表10は韓国国民年金の沿革をまとめたものである。1988年に10人以上の民間事業所に施行(この時点で公的部門と私学では既に施行済み)することにより発足した。その後1992年には対象が5人以上事業場に拡大され、1995年には農漁村地域住民へと対象が順次拡大された。1999年4月には都市地域住民にも国民年金が施行され、国民皆年金が実現された。この間、保険料負担は1993年と1998年の2度にわたって、給付水準は1998年に適正化が実施されている。急速な少子高齢化の進展を背景に、現在政府は保険料負担のアップと給付水準切り下げを柱とした法改正を推進中であるが抵抗が強く、審議は

表 10 韓国国民年金の沿革

1988年1月	10人以上の事業所を対象に制度施行
1992年1月	5人以上の事業所を対象に制度施行
1995年7月	農漁村地域住民に対する適用拡大
1998年12月	下記の事項に対して国民年金法改正 ・国民年金給付水準を70%から60%に引き下げ(代替率)、年金受給開始年齢を60歳から65歳に上方修正、財政計算制度の導入など財政安定化法案を講ずる。 ・老齢年金の最小加入期間を15年から10年に短縮、分割年金を導入するなど給付制度を改善
1999年4月	都市地域住民に対する適用拡大で国民皆年金を実現
1999年11月	基金運用組織の自律性と専門性を確保するため、既存の基金運用室を基金運用本部に衣替え
2003年7月	臨時、日雇い職および5人未満の事業場勤労者を地域加入者から事業場加入者に段階的に転換

出所:

[2004:62]

(単位：人)

表 11 国民年金加入者及び納付者現況

基準	総加入者(人)	保険料納付者計 <sup>1)</sup>	地域加入者		
			全体加入者	保険料納付者	納付例外者 <sup>2)</sup>
1999	16,261,889	10,749,322 (66.1)	10,822,302	5,039,735	5,512,567 (50.9)
2000	16,209,581	11,763,116 (72.6)	10,419,173	5,972,708	4,446,465 (42.7)
2001	16,277,826	11,802,104 (72.5)	10,180,111	5,704,389	4,475,722 (44.0)
2002	16,498,932	12,248,483 (74.2)	10,004,789	5,754,340	4,250,449 (42.5)
2003	17,181,778	12,358,149 (71.9)	9,964,234	5,399,355	4,564,879 (45.8)
2004*	17,264,170	12,288,952 (71.9)	9,929,186	5,277,732	4,651,454 (46.8)

注： 1) ( ) は総加入者対比保険料納付者の比率

2) ( ) は地域加入者対比納付例外者の比率

\*2004年は3月末の数値。

出所： [2004]

難航している。

## ② 加入者現況——無視できない納付例外者

2004年末現在の総加入者数は1707万217人(国民年金管理公団の2004年12月統計)であり、就業者数(2249万5千人)の76%をカバーする。加入者のうち、大きい部分を占めるのは約1000万人を数える「地域加入者」であり(表11)、残りの約700万人はサラリーマンを中心とした「事業場加入者」である。日本で言うと前者が国民年金対象者、後者が厚生年金対象者という感覚で捉えられる。

地域加入者には保険料納入を猶予された「納付例外者」が約460万人存在するため、地域加入者の非納付率は40%台で推移している(表11)。[2004:7]によれば、2002年末現在の納付例外者425万人のうち、認定理由が失職である者が326万人、次いで行方不明(50万人)、事業中断(13万人)の順になっている。

## ③ 保険料水準——まだ低水準

表12は国民年金保険料の推移をまとめたものである。現在、事業場加入者の保険料率は9%で、地域加入者8%である。地域加入者の料率は2005年7月以降事業場加入者と同じ9%となる予定である。事業場・地域加入者ともに導入当時の料率は3%であったが、短期間のうちに料率の引き上げが行われ、加入者には負担感が強まっている。たとえば、都市地域加入者の場合、制度導入6年(1999-2005年)で料率が3倍に引き上げられた勘定となる。地域加

表 12 国民年金適用階層別保険料率の変化

適用対象		導入時期	保険料負担主体	保険料率変遷段階			分類	
任意適用加入者		1988	本人全額	1988～1992 3.0%	1993～1997 6.0%	1998年以後 9.0%		任意・任意継続
事業場勤労者	5人以上	10人以上: 1998	年度	1988～1992	1993～1997	1998	1999以後	事業場加入者
			計	3.0%	6.0%	9.0%	9.0%	
			被用者	1.5%	2.0%	3.0%	4.5%	
			使用者	1.5%	2.0%	3.0%	4.5%	
5人未満	1999	本人全額	退職金転換金	-	2.0%	3.0%	-	地域加入者
			1999～2000	3.0%	2000.7～2005.6 毎年1%ずつ引上げ	2005.7以後 9.0%		
都市地域加入者		1999	本人全額	1999～2000	2000.7～2005.6	2005.7以後		地域加入者
農漁村地域加入者				1995	本人全額	1999～2000	2000.7～2005.6	
				3.0%	毎年1%ずつ引上げ	9.0%		

出所： [2004:64] (原資料： 「2003 」 )

入者の場合、強制加入の所得比例型年金のない日本に比べると負担感が強いのは否めない。しかしながら、事業場加入者の場合、日本の厚生年金と同様に保険料は労使折半であるし、現在の9%という料率も日本に比べると約3分の2の水準に留まっている。

#### ④ 受給要件と支給額

受給要件をみると、完全老齢年金は60才支給開始、20年以上の加入歴が必要である。日本のような税金負担による基礎年金部分がないため、保険料支払いが受給の絶対条件となる。日本の「カラ期間」に相当するものはない。国民年金は制度導入が1988年であるので、完全老齢年金は2008年から支給が始まる。現在支給されているのは加入期間要件が短い反面給付額が少ない老齢年金（減額、在職者、早期、特例）や、遺族年金、返還一時金、死亡一時金などである（表13を参照）。40年間加入した場合、平均的所得を得る加入者の所得代替率は60%である。ちなみに、日本の2004年度年金改革前においては、厚生年金保険料が13.58%（韓国は9%）で所得代替率が59.2%であり、韓国のほうが日本よりも給付水準が高いと言えるだろう。

表13 韓国 国民年金 給付の種類と受給要件・給付水準

基礎年金額 (BP)		加入20年以上 : $BP=1.8(A+B)(1+0.05(n-20))$ 加入20年未満 : $BP=1.8(A+B)(0.475+0.05(n-10))$	
給付種類 / 受給権者	受給要件	給付水準	
老 齢 年 金	完全/本人	加入期間 20年以上/年齢60歳以上. 所得がある業務に従事しない者	BPの100%+加給年金額
	減額/本人	加入期間 10年以上20年未満/年齢60歳	BPの100%+加給年金額
	在職者/本人	加入期間 10年以上/年齢 60歳 64歳 所得がある業務に従事する者	BPの50%(10年加入, 60歳)
	早期/本人	加入期間 10年以上/年齢 55歳 59歳 所得がある業務に従事しない者	BPの75%+加給年金額(10年加入, 55歳)
	特例/本人	加入期間 5年以上/年齢 60歳以上	$1.8(A+B)(0.25+0.05(n-5))+$ 加給年金額
障害年金/本人	障害等級(1 4級)に応じて給付	BPの60% 100%+加給年金額 BPの225%(障害4級)	
遺族年金/遺族	・加入者の死亡 ・10年以上加入した者の死亡 ・老齢年金受給権者または2級以上の障害年金受給者の死亡	BPの40% 60%+加給年金額	
返還一時金 / 本人・遺族	・60歳到達、10年未満 加入者・加入期間が10年未満の加入者だった者の死亡時 ・10年未満 加入者の国籍喪失又は移民	年金保険料+利子	
死亡一時金/遺族	・加入者または加入者だった者の死亡時、遺族年金または返還一時金を支給される遺族がない時	返還一時金相当額(但し、限度額は再評価された最終標準所得月額とBのうち多い額の4倍以内)	

注 BP : 基礎年金額、A : 受給開始前3年間における加入者平均の月収、B : 個別加入者の平均月収の現在価値、n : 加入年数。

1) 加入20年以上の算定式の前半部分( $1.8*(A+B)$ )は、20年加入・ $A=B$ の場合に3.6(か月分)となるが、これは(所得代替率)30%の12倍に当たる。同項においてAは定額部分、Bは所得比例部分となる。加入40年で所得代替率は60%となる。

2) 死亡一時金の 受給権者である遺族は4親等以内の傍系血族で、加入者又は加入者であった者によって生計を維持していた者。

出所 : [2003]を整理。

年金額算出に当たっては日本の厚生年金に類似した式(表13の基礎年金額算出式)を用いる。算式には基礎年金に相当する部分と所得比例部分に相当する部分を含むが、これらを一度に算出する。算式を仔細に検討すると、基礎部分に当たる加入者全体の平均所得月額と個別加入者本人の平均所得現在価値とが50:50のウェイトで考慮されていることがわかる。表13の基礎年金額算式に即して言うと、 $A+B$ とあるのがそれを表している。職域3年金では本人の平均所得の現在価値だけで計算されるように設計されており、基礎部分に当たるものはない。国民年金では基礎部分が存在することによって所得再分配機能が働くように設計されている。

### ⑤ 国民年金の財政展望——2046年に積立金枯渇の見通し

少子高齢化と経済の減速を見込んだ国民年金長期財政展望を表14に掲げた。

表 14 国民年金長期財政展望

(単位：10 億)

	保険料収入	総収入	総支出	収支差	積立基金
2003	16,457	23,634	2,616	21,017	113,931
2005	21,095	31,893	3,998	27,895	166,082
2010	30,469	54,928	10,616	44,312	353,262
2015	42,359	80,936	21,963	58,973	613,283
2020	56,588	117,990	44,593	73,397	953,777
2025	72,827	144,415	84,122	60,293	1,273,288
2030	88,761	177,911	125,564	52,348	1,541,396
2035	105,463	193,973	213,113	-19,140	1,593,324
2040	125,274	197,185	327,241	-130,056	1,180,636
2045	147,620	168,792	447,609	-278,817	109,339
2046	153,182	159,019	477,410	-318,391	0
2050	177,697	177,697	588,787	-411,090	0

出所： ほか[2003:186]

(原資料： 「 」、2002年12月)

これによれば、2020年以降の老齢人口増加に伴って給付額が急増し、年金財政も急速に悪化する。2035年以降は収支差が赤字に転じて積立金が取り崩されるようになり、運用益もそれにしたがって減少する。それ以降積立金の取り崩しは急速に進み、2046年には積立金が枯渇する見通しである。この財政展望においては現行の拠出・給付構造を前提としており、それが将来的に維持可能なシステムではないことを印象付けている。

## ⑥ 年金改革への動き

——日本型改革を推進する政府と基礎年金導入を図るハンナラ党——

2003年10月29日、少子高齢化にともなう年金財政悪化に対応するため韓国政府は次のような内容の国民年金保険法改正案を決定した。保険料の引き上げと給付の切り下げが主な内容で、日本での年金改革と方向を同じくするものといえる。

(1) 所得代替率を現行の60%から2008年までに50%に低める(40年加入基準)。

(2) 保険料率を現行の9%から5年ごとに1.38%ずつ引き上げ、2030年には15.90%とする。

(3) 基金の専門的かつ独立的な管理・運用のため、基金運用委員会を常設化する。



(4) 高齢者の所得稼得活動を支援するため、年金の早期受領を不利化させるとともに遅延受領を優遇する。

(5) 女性が離婚した際に配偶者の年金の半分を自分の老齢年金と共に受け取れるようにする(分割年金)。

しかし、2005年1月末現在、同法改正案は国会での審議が継続中である。

政府案は現行制度を前提とした制度改編を目指すのに対して、野党ハンナラ党は現行制度を大きく改編する対案を示している。2004年12月2日に同党は①国庫負担による基礎老齢年金・基礎障害年金の導入(平均所得の20%)、②保険料率を7%に引き下げ、③積み立て方式による運営、④給付水準は本人標準所得の20%、などを骨子とする国民年金法改正案を提出している。この野党案では、基礎年金導入が最大の眼目であるが、財界が主張する保険料率引き下げが盛り込まれている点も注目される。

### (3) 韓国年金制度の問題点

#### ① 基金枯渇の問題——年金不信や老後不安を増幅

上でも触れたとおり、低負担・高給付の現状を前提とすれば国民年金の場合2046年に基金が枯渇すると予測されている。基金枯渇後の年金運営においては保険料率の大幅引き上げか給付水準の大幅切り下げか、もしくは莫大な国庫支援のいずれかの選択を迫られることになる。制度の成熟化が進行している職域年金については公務員年金では2001年に基金が枯渇し、軍人年金でもすでに赤字補填のための国庫支援を受けるようになっていて基金が枯渇状

表 15 国民年金制度の問題点

年金財政枯渇	34.7%
年金の強制的加入及び年金保険料強制徴収	24.4%
年金保険料算定の明確性及び公平性欠如	24.3%
不十分な年金受給額	9.0%
多数の未加入者のために年金恩恵の死角地帯が存在	5.3%
年金受給に対する各種制限	1.7%
無回答	0.6%

出所：

[2004:10]

態にあると見られる。私学年金では2030年までに基金が枯渇すると予想されている。こうした基金枯渇の問題が2003年頃より一般に知られるようになってから、年金制度への不信感や老後不安を増幅させる要因となっている。三星経済研究所の調査でも国民年金制度の問題点のうちでもっとも大きなものと指摘されている(表15)。

## ② 受給制限の存在周知に伴う反発——アンチ年金運動

2004年5月に「国民年金の秘密」と題する文書がネット上に広まった。各種の年金受給制限紹介が主な内容である。たとえば、共働きの夫婦の片方が死亡した場合、死亡者にかかる年金は受給できないことなどが書かれている。この文書が広まるにつれて国民年金保険料支払い拒否の動きがネット上に拡散した。この文書の内容がすべて正しいわけではないが、上述の共働き夫婦のケースは正しい。1人1年金の原則からすれば当然の取り扱いであるが、当局が国民年金制度普及の観点からこのような受給制限を積極的に広報しなかったこと(以上『朝鮮日報』2004年5月22日付け)や、国民の側にも公的年金と私的貯蓄を混同する向きがあったことも問題を複雑にした背景として指摘できよう。

## ③ 年金財政再建策策定の難しさ——保険料引き上げと財政支援のバランス

韓国の年金設計においては将来においてもある程度の出生率と運用成果が確保される前提で拠出9%、給付60%(所得代替率、国民年金)で運営されている。しかし、出生率の低下が現実のものとなり、経済成熟化で今後の運用成果も不透明となってきた今、現行の拠出・給付構造はもはや維持可能で

表 16 負担水準の調整後の国民年金財政展望

保険料率の調整計画	収支赤字時点	基金枯渇時点
保険料率 9%	2034 年	2046 年
保険料率 12%	2040 年	2055 年
保険料率 15%	2048 年	2065 年
保険料率 18%	2058 年	2079 年
保険料率 21%	2077 年	-
保険料率 24%	-	-

出所： ほか[2003:189]

はないことは上でも見てきたとおりである。表16は、保険料率引き上げの度合い収支赤字・基金枯渇時点との関係をまとめたものである。これによれば、保険料率を24%にすれば基金が赤字に陥ることはなくなり、21%でも基金枯渇は免れるという。

しかし、20%を超える保険料率は現実的ではない。仮に保険料率を24%にすれば収益比が1.0を割り込む、すなわち払い込んだ保険料よりも給付が少ない階層が現れる。保険料率24%、2070年男性の収益比は0.93で、1を下回ると見られる(表17)。それでは保険料率の調整幅を小さくすればよいかといえそうでもない。料率が15%以下だと巨額の財政支援の必要性が生じる。保険料率が15%の場合、政府の保険料負担は21.21%に達し、料率が12%であれば、政府の負担は24.13%に達する。これらを勘案すると18%程度の料率に調整すればよいように見えるが、15.8%への引き上げでも政治的な困難に直面している現状からすると、合意形成のためには更なる陣痛が予想され

表 17 負担水準の調整に伴う財政展望、保険料負担、収益比

保険料率	年度	財政展望		保険料負担				収益比	
		収支赤字	基金枯渇	総保険料	積立	賦課	政府	男	女
保険料率 12%	2010	×	×	12.00	12.00	0.00	0.00	3.34	3.69
	2030	×	×	12.00	12.00	0.00	0.00	2.37	2.60
	2050	○	×	12.00	12.00	0.00	0.00	2.54	2.75
	2070	○	○	36.13	12.00	0.00	24.13	2.48	2.67
保険料率 15%	2010	×	×	12.00	12.00	0.00	0.00	3.34	3.69
	2030	×	×	15.00	15.00	0.00	0.00	1.84	2.04
	2050	○	×	15.00	15.00	0.00	0.00	1.54	1.73
	2070	○	○	36.21	15.00	0.00	21.21	1.49	1.60
保険料率 18%	2010	×	×	12.00	12.00	0.00	0.00	3.34	3.69
	2030	×	×	18.00	18.00	0.00	0.00	1.73	1.92
	2050	×	×	18.00	18.00	0.00	0.00	1.31	1.52
	2070	○	×	18.00	18.00	0.00	0.00	1.24	1.33
保険料率 21%	2010	×	×	12.00	12.00	0.00	0.00	3.34	3.69
	2030	×	×	21.00	21.00	0.00	0.00	1.68	1.86
	2050	×	×	21.00	21.00	0.00	0.00	1.18	1.38
	2070	×	×	21.00	21.00	0.00	0.00	1.06	1.14
保険料率 24%	2010	×	×	12.00	12.00	0.00	0.00	3.34	3.69
	2030	×	×	24.00	24.00	0.00	0.00	1.68	1.86
	2050	×	×	24.00	24.00	0.00	0.00	1.09	1.28
	2070	×	×	24.00	24.00	0.00	0.00	0.93	1.00

注：○は「あり」 × は「なし」をあらわす  
出所： ほか[2003:190]

る。また、上でも触れたように年金保険料は雇用税の一形態でもあり、雇用を不利化する副作用も持っていることに注意が必要である。

#### ④ 死角地帯——国民皆年金の陰に恩恵に漏れた人々の存在

韓国の年金制度は1999年に国民皆年金が達成されたわけだが、上でも見たとおり国民年金の地域加入者には465万人(2004年3月)、国民年金加入者総数対比27%に上る納付例外者がいる。これら納付例外者は国民年金制度の枠内に留まってはいるが年金保険料の支払いを一時的に猶予されているというのが法的位置づけである。だが、制度の枠内にいることが将来における何らかの給付に繋がるというわけではない。韓国の国民年金には日本の「カラ期間」にあたる概念がなく、保険料納付がないと年金を受け取れない。また、主婦については現在国会で審議中の国民年金法改正案では分割受給が盛り込まれたのは一歩前進と評価できようが、日本の第3号被保険者のような確立された受給権はまだない。主婦は現在でも国民年金に任意加入ができるが、任意加入全体でも加入者は2万人程度と、微々たる水準である。

#### ⑤ 基礎年金導入——死角地帯解消と所得過少申告の傾向に対するひとつの対策

ある程度の年金給付を維持しつつ保険料率を引き上げないとすれば、国庫負担を導入するのがひとつの有力な方法であろう。国庫負担を行う場合、その性格上基礎年金部分に投入されるのが最も政治的な抵抗が少ないものと見られる。韓国でも日本型の基礎年金を模索する動きが出ている。韓国において国庫負担の基礎年金を導入するメリットは主に二つある。ひとつは、年金受給に与れない死角地帯にいる人々を救済することであり、もうひとつは所得階層間の不公平感を解消することである。

死角地帯解消と基礎年金の関係については、現行の基礎生活保障の枠組みとも関係してくる問題であるが、この場合とくに保険料を支払ってしまったが老齢年金の受給資格を得られなかった場合への対応として重要であろう。

また、所得階層間の不公平感は、ひとつには現行の国民年金給付算定のあり方の問題である。国民年金の支給においては、基礎部分と所得比例部分を

一括して基金から支払うこととなる。このため、高所得加入者が納めた保険料がかれらの所得比例部分として支払われずに低所得加入者の定額部分に流れる傾向が生じる。また、この問題は事業場・地域加入者間の所得把握のあり方とも関連している。保険料算出に当たって事業場加入者は所得把握率がほぼ100%であるのに対して、地域加入者の所得は自己申告で過少申告の素地があり、ひいては上述のような所得階層間の不公平感を増幅しかねない面がある。年金保険料が所得比例部分にのみ投入されれば、こうした不公平感はかなり解消されよう。

国庫負担によって基礎年金を導入するアイデアは、野党ハンナラ党が2004年12月に国会に提出した国民年金法案に見られる。また、[2004]は30年加入で最低生計費の40%（2030年基準18万7836ウォン）保証を提唱している。この場合2030年の財政支援所要額は月1兆2100億ウォン、2002年の税収対比約9%となる。

国庫負担の問題点は何といたってもその負担額が巨額になることである。だが、国民年金の死角地帯に置かれた人々を基礎生活保障によって救済した場合との利害得失については検証すべき課題であろう。また、基礎年金導入には巨額の支出が伴うだけに、長期的な財政計画との整合性を持った準備が不可欠であると思われる。

#### ⑥ 職域年金の扱い——国家財政の圧迫要因

職域3年金の成熟化が進んでいることは上で見てきたとおりであるが、公務員年金では年金会計の損失補填のために2001年と2003年にそれぞれ599億

表 18 公務員年金財政長期展望 (単位：億)

年度	年金収入 (a)	年金支出 (b)	収支差 (a-b)	基金収入 (c)	総収支差 (a-b+c)	基金残高
2000	21,449	42,728	- 21,279	1,565	- 19,713	6,576
2001	21,902	41,183	- 19,281	-	- 19,281	-
2002	22,363	37,836	- 15,473	-	- 15,473	-
2005	25,888	48,212	- 22,324	-	- 22,324	-
2010	33,040	69,940	- 36,900	-	- 36,900	-
2015	40,967	97,244	- 55,277	-	- 55,277	-

注：年金収入と支出には退職手当など政府負担給与を除外した。

出所： ほか[2003:197] (原資料：公務員年金管理公団内部資料)

表 19 軍人年金の財政収支実態と展望 (単位：100万)

年度	収入	支出	収支=収入-支出
1995	345,053	830,015	-484,962
1997	375,211	799,230	-424,019
1999	489,999	1,001,447	-551,448
2001	538,793	1,228,788	-633,995
2003	543,001	1,228,263	-685,262
2005	547,526	1,287,494	-739,344
2007	552,392	1,350,736	-798,344
2009	552,625	1,418,262	-860,637
2019	467,591	1,208,123	-741,783
2029	468,792	1,134,697	-667,157

出所： ほか[2003:198](原資料：国防研究院)

表 20 私学年金の財政収支及び積立基金展望 (単位：10億)

年度	総支出	総収入	寄与金収入	収支差額	積立基金
2002	833	1,514	1,000	680	5,704
2003	955	1,696	1,116	741	6,445
2004	1,069	1,890	1,236	821	7,266
2005	1,186	2,101	1,365	914	8,180
2010	2,190	3,561	2,290	1,371	14,121
2015	4,071	5,253	3,612	1,182	20,520
2020	7,284	7,281	5,409	-4	23,401
2025	11,124	8,225	7,224	-2,899	14,298
2030	15,252	9,297	9,297	-5,955	0
2040	28,109	15,294	15,294	-12,815	0
2050	46,786	24,515	24,515	-22,271	0

出所： ほか[2003:201]を整理。

ウォン、548億ウォンの補填金（2003年公務員年金統計）を政府から受け取っており、軍人年金では2001年と2002年の国庫補助金がそれぞれ5514億ウォン、6084億ウォン(当初予算)(以上 ほか[2003:241])にのぼるなど、年金財政の赤字が現実に国家財政を圧迫し始めている。今後も職域年金の財政悪化は続くと見られている。表18、19、20は職域3年金の財政展望をまとめたものである。

職域年金において財政悪化が進行しているのは、制度が構築されてから時間が経過して受給人員が多いことが最大の理由であるが、その給付が高水準であることも原因であろう。たとえば、公務員年金の退職年金の場合、拠出は所得の17%(労使折半)、給付は40年勤続で所得代替率は70%で、算定基準となる所得は退職前3年間の平均となっている。ちなみに、国民年金では拠出9%(労使折半)と約半分であるが、所得代替率は60%(平均所得者、40年

納付)、計算に用いる所得は加入時の平均をベースとする。公務員年金では拠出が多い反面、給付面では代替率、基礎となる所得額の両面で有利である。国民年金と比較した場合の収益比の優劣を論ずるのは困難であるが、余りに高い水準の給付は将来切り下げの必要が生じた場合の障害となる可能性はある。

日本では高齢化社会到来を見越して1984年に公的年金一元化を目指す閣議決定が出ており、JR, JT, NTTなど旧公営企業共済(1997年)と農林年金(2002年)がすでに厚生年金に統合されている。残る3共済(国家公務員、地方公務員、私学)も厚生年金への統合が取りざたされている。韓国の場合、職域年金における機能の複合性(労災機能の兼営)や拠出の高さなどの特殊性を理由に国民年金への統合に今のところ消極的である。しかし、韓国の職域年金は日本の共済よりも財政状況が一般に悪く、現行の給付水準を維持すると財政支援規模が膨らむ可能性が高い。財政支援が限界に達した場合、救済合併的に国民年金への統合を余儀なくされる可能性もあろう。そのようになる前に年金一元化への研究を進める必要がある。

職域年金は、2003年に政府が決定した国民年金法改正作業が進まない理由の一つにもなっている。2002年末から2003年はじめにかけて、職域3年金の給付水準引き上げが行われた。国民年金の負担増・給付減に向けての制度改革は職域年金支給額の引き上げの後に推進されたが、加入者たちは自己の負担増と職域年金の増額との格差に怒ったのであった。上述のアンチ年金運動が燎原の火のように広がったのもこうした背景が作用していたのである。

## おわりに

今までわれわれは、韓国の少子高齢化と年金制度、およびその問題点について、日本との比較を交えながらみてきた。韓国では日本以上の速度で少子高齢化が進行していることがわかった。将来の成長鈍化が見込まれる中で、老後不安に伴う消費抑制現象が見え始めている。日本の経験に即してシミュレーションしたところ、少子高齢化・経済成熟化にともなう年金制度変更

よって相当大きな貯蓄増＝消費削減が起こることが示唆された。韓国でも少子高齢化に対応した負担増・給付削減の方向での年金制度変更が推進されているところであるが、そのことの家計への影響が知られた場合、韓国でも日本が過去10年間に経験したような長期不況が現出する可能性は否定できない。

日韓では年金に対する意識に相当の差があることがわかった。年金への依存が韓国では低く、雇用機会の整備に期待を寄せていることがわかった。また、韓国では社会保険負担率が国際的に見て高くないにもかかわらず年金保険料の負担を拒否する傾向が強い一方、日本では年金給付の安定を望む傾向が強く、消費税のアップなど負担増についてもやむなしとの雰囲気は拡散しつつあることがわかった。

韓国は国民年金の適用拡大によって国民皆年金が達成されたが、納付例外者が4分の1以上を占めるなど、名実が伴っているとは言えない状態が続いている。国民年金は積立金額100兆ウォンを超す巨大な存在であるが、1988年の施行であって、完全老齢年金の支払いは2008年までではなく、まだ若い制度といえる。現在の運営方式は部分積み立て方式、給付は定額部分を取り入れた所得再分配機能つきである。保険料率は所得の9%で、所得代替率は40年加入基準で60%と、低負担・高給付の特徴を備える。少子高齢化の影響で2046年には国民年金の基金が使い果たされるとの展望がすでに出ており、政府は日本型改革を目指して法改正を推進しているが、負担増から来る政治的抵抗のために難航している。

問題点としては、第1に少子高齢化に伴う基金枯渇の問題がある。これは年金不信や老後不安をあおる要因となっている。第2に、アンチ年金運動を通じて見えてきたのは、当局側が受給制限など不利な部分を広報しなかったことや、加入者側の誤解が問題を複雑にしたことである。第3に、国民年金における多数の納付例外者の多くが無年金者となる可能性が高い、いわゆる死角地帯の問題も深刻である。第4に、改革の難しさである。日本と同様、公的年金への信頼が揺らぎ始めている中での改革作業は容易ではない。将来の年金財政立て直しのためには給付を削減したとしても現在9%の保険料率を18%にまで引き上げる必要があるが、年金保険料引き上げは賃金税の引き上げを意味し、企業の、ひいては国家競争力に悪影響をもたらしかねない。



また、所得階層間および国民年金の地域・事業場加入者間の利害対立や、職域年金での財政悪化も深刻である。

これらの問題を解決するための一つのアイデアは国庫負担付の基礎年金を導入することである。死角地帯の問題に寄与しうるし、抛出された年金保険料を所得比例年金に反映させることで階層間対立も和らげうる。ただ、国庫負担による基礎年金導入には年間10兆ウォンを超える資金が所要とされ、国家財政の長期的あり方と絡めた深度ある議論が必要となろう。また、基礎年金と基礎生活保障は類似した機能を持つため、相互間の調整も必要となるであろう。

さまざまな問題に囲まれながらも、筆者は韓国における改革の展望はまだ暗くないものとする。日本のように制度が成熟し、受給者も年金給付を生活の頼みの綱としている現状では不利化の方向での制度変更は強い抵抗を受ける。幸い韓国では本格的な老齢年金の支給は始まっておらず、老後生活における年金の重要性もまだ認識されるにいたっていない。少子高齢化に伴う改革の必要性は韓国においても待ったなしの状況であるが、改革に手をこまねいているうちに老齢年金の本格支給を迎えることになると、改革は次第に難しくなるであろう。また、関係者の意識改革も必要であろう。韓国では加入者らが負担の増加を嫌う傾向が強いことが特徴であるが、こうした反応は短期的には尤もである。しかし、給付の維持という長期的な観点も考慮に入れるならば、もう少し違った反応があるのではないかと思われる。日本は2004年の年金改革にこぎつけるのに5年以上の歳月を費やした。その間に日本は国民年金の空洞化など重い課題も背負ったが、ともかく負担増を受け入れてでも将来の生活の安定を選び取ったのである。韓国には日本を始め、年金問題に関してはベンチマークとする国々がたくさんある。改革への与件が悪化しないうちに必要な手を打つことについて、韓国民の間での共感帯が形成されることを願ってやまない。

## 参考資料

### 1. 日本語文献

鈴木透[2004]「韓国の人口変動」(IDE Working Paper)アジア経済研究所。

高山憲之[2004]『信頼と安心の年金改革』東洋経済新報社。

内閣府[2004]『平成16年版高齢社会白書』。

### 2. 韓国語文献

(韓国開発研究院)[2004]『  
』(『企業競争力提高のための社会保険制度の改善方案』)。

(三星経済研究所)[2004]「  
2004.4/4  
---  
가  
」(消費者態度調査2004年4/4分  
期付加調査---老後不安感拡散に関する家計意識調査)。

[2005]「  
」(「老後不安と消費不振」)  
(三星経済研究所)

[2004]「  
」(「国民年金制度の懸案と  
発展方案」)韓国保険社会研究院セミナー資料。

,  
,  
,  
編[2003]『  
(I)』(『人口構造高齢化の経済的影響と対応課題(I)』)、  
(韓国開発研究院)。

(統計庁)[2001]「  
2000 2050(将来人口推計2000-2050)」

調査研究報告書  
地域研究センター 2004-IV-05  
経済危機の韓国：成熟期に向けての経済・社会的課題  
－研究会中間成果報告－

---

2005年3月15日発行

発行所 独立行政法人 日本貿易振興機構  
アジア経済研究所

〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉3-2-2  
電話 043-299-9500

---

無断複写・複製・転載等を禁じます。 印刷 柳屋光社